JETRO

無断引用・転載・配布禁止

「EPA活用と手続き」

日本貿易振興機構（ジェトロ）

クアラルンプール事務所　嶋田 圭司

2026 年1 月15 日

講演の主旨について

Ⅵ. 輸出、FTA・EPA

1 FTA・EPA・GSP活用率：企業規模問わず、対象企業の8割が活用

- マレーシアでFTA・EPA・一般特恵関税制度（GSP）を活用している企業の割合は59.4%で、ASEAN全体と同程度だった。また、利用対象企業における活用率は78.9%と、8割に迫った。
- 製造業の業種別では、輸送機器と輸送機器部品では全対象企業が活用しているほか、鉄・非鉄・金属、食料品、化学・医薬、ゴム・窯業・土石でも活用率が7割を超えた。企業規模別の差異はほぼ見られなかった。

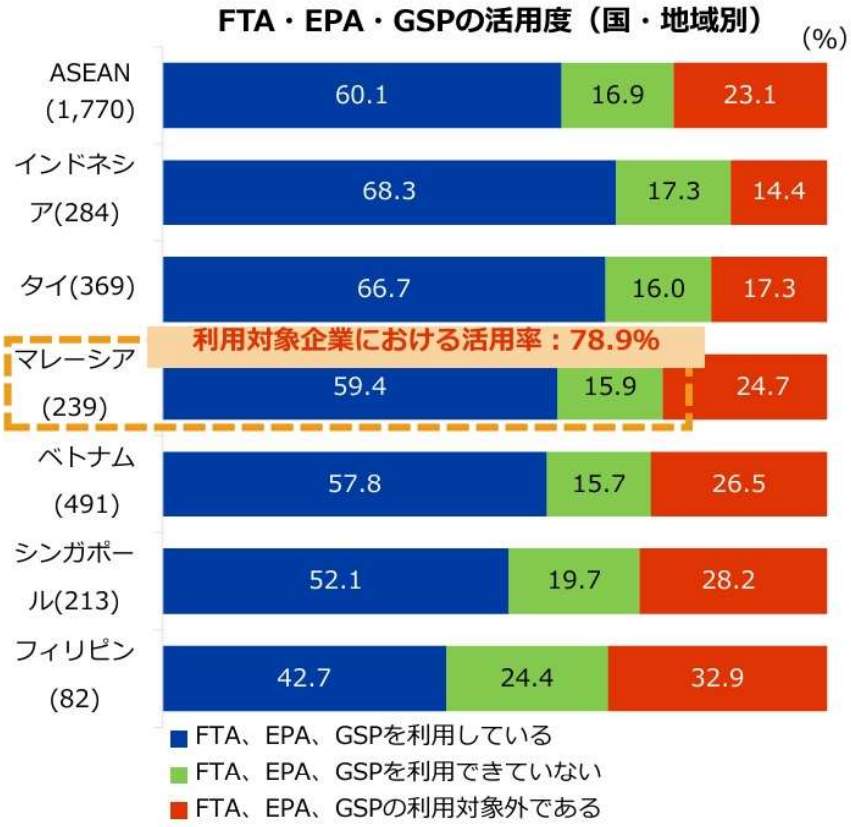

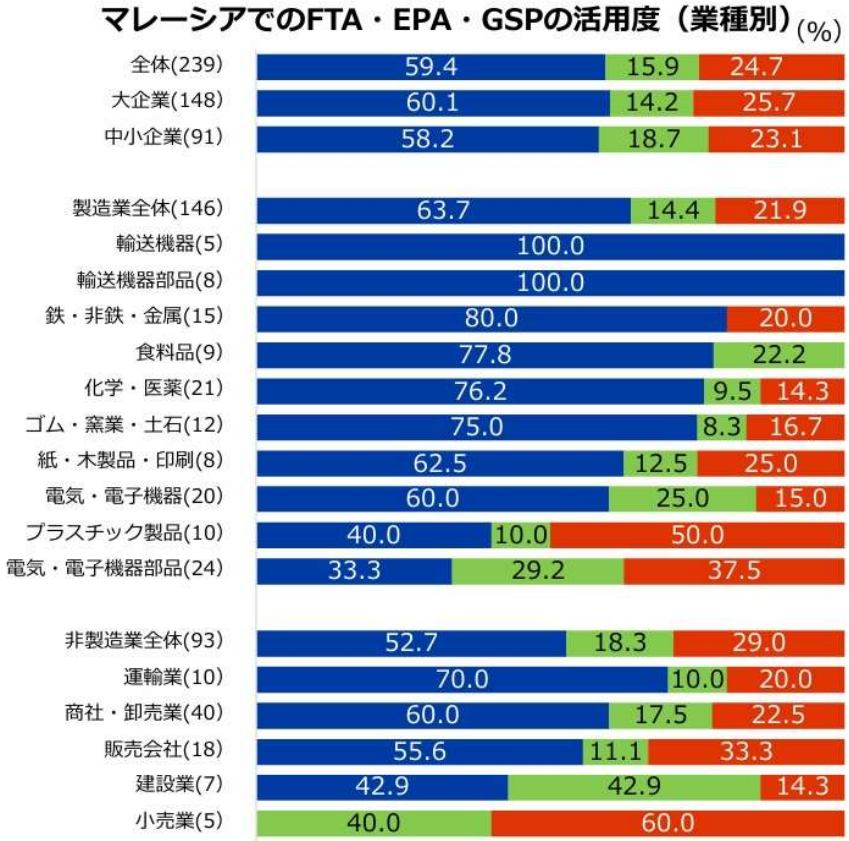

（注1）「利用対象外」とは、輸出入品目の一般関税が0%の場合、FTA以外の関税減免制度を利用している場合、FTAの適用対象外の品目の場合など。
（注2）業種別は有効回答5社以上。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.
ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

rved.

本日の講演内容

FTA/EPA概要

1. FTA/EPAとは
   - 関税削減効果額の活用について
2. グローバルでのFTA動向
   - メガFTA（RCEP/CPTPP)の発効
3. マレーシアのFTAネットワーク

FTA/EPA活用と手続き

4. 申請手続き
5. 関税率の特定
6. 原産地証明

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

FTA/EPA概要

1. FTA/EPAとは

・関税削減効果額の活用について

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

1-1 FTAとEPAとは

- **EPA：幅広い経済関係の強化**
- **FTA：特定の国・地域同士での貿易や投資促進**

EPA（経済連携協定） とFTA（自由貿易協定）

経済連携協定
(EPA: Economic Partnership Agreement)

自由貿易協定
(FTA: Free Trade Agreement)

特定の国や地域間で、**物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃**することを目的とする協定。

関税の削減・撤廃

サービス貿易の障壁等を削減・撤廃

特定の二国間・複数国間で、域内の貿易・投資の自由化・円滑化を促進し、**水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和**等、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

投資規制撤廃、投資ルールの整備

知的財産の保護、競争政策の調和

人的交流の拡大

各分野の協力

（出所）外務省資料から作成

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

1-2 何故、関税が設定されているのか？

- 輸入国は主に**国内産業保護や税収確保**のため、輸入品に対して関税を賦課
- 関税撤廃、削減は製品の価格競争力や利益率を向上させるうえで、非常に重要な要素

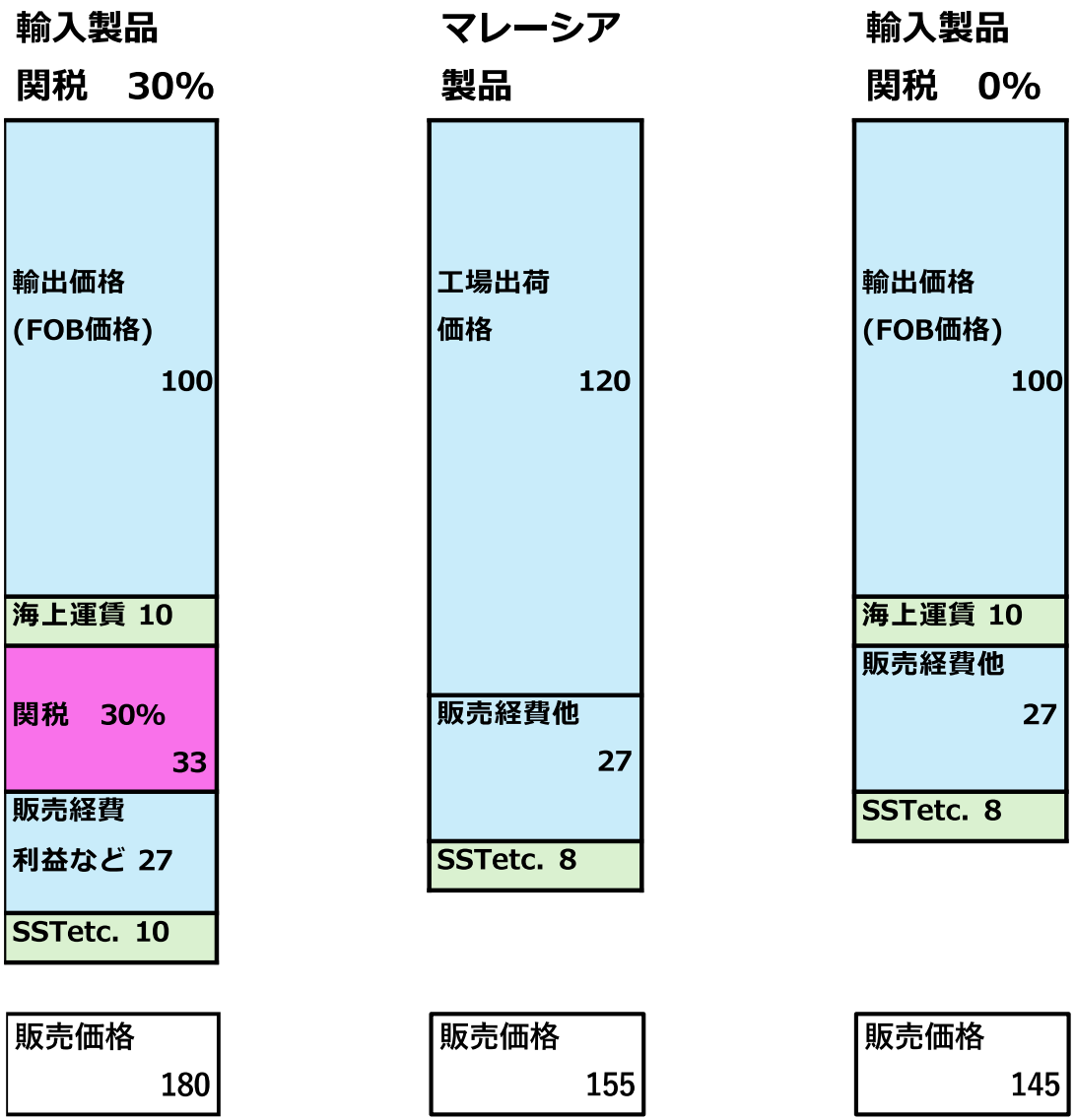

関税の設定により、
- **マレーシア製品の価格競争力を維持**
- **税収の確保**

関税の撤廃により、
- **輸入品の価格競争力が上昇**

注１）関税額＝CIF価格　X　関税率

注２）図と数字は、すべてイメージ
諸経費等の影響を反映してない

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

1-3 関税削減効果　1)販価反映（拡販効果）

- 関税削減効果額を**販売価格に反映すれば、売上拡大**
- 日チリEPA発効後、日本の輸入ワイン市場でのチリ産ワインのシェア拡大

  2006年　6.7%⇒2022年　25.9%

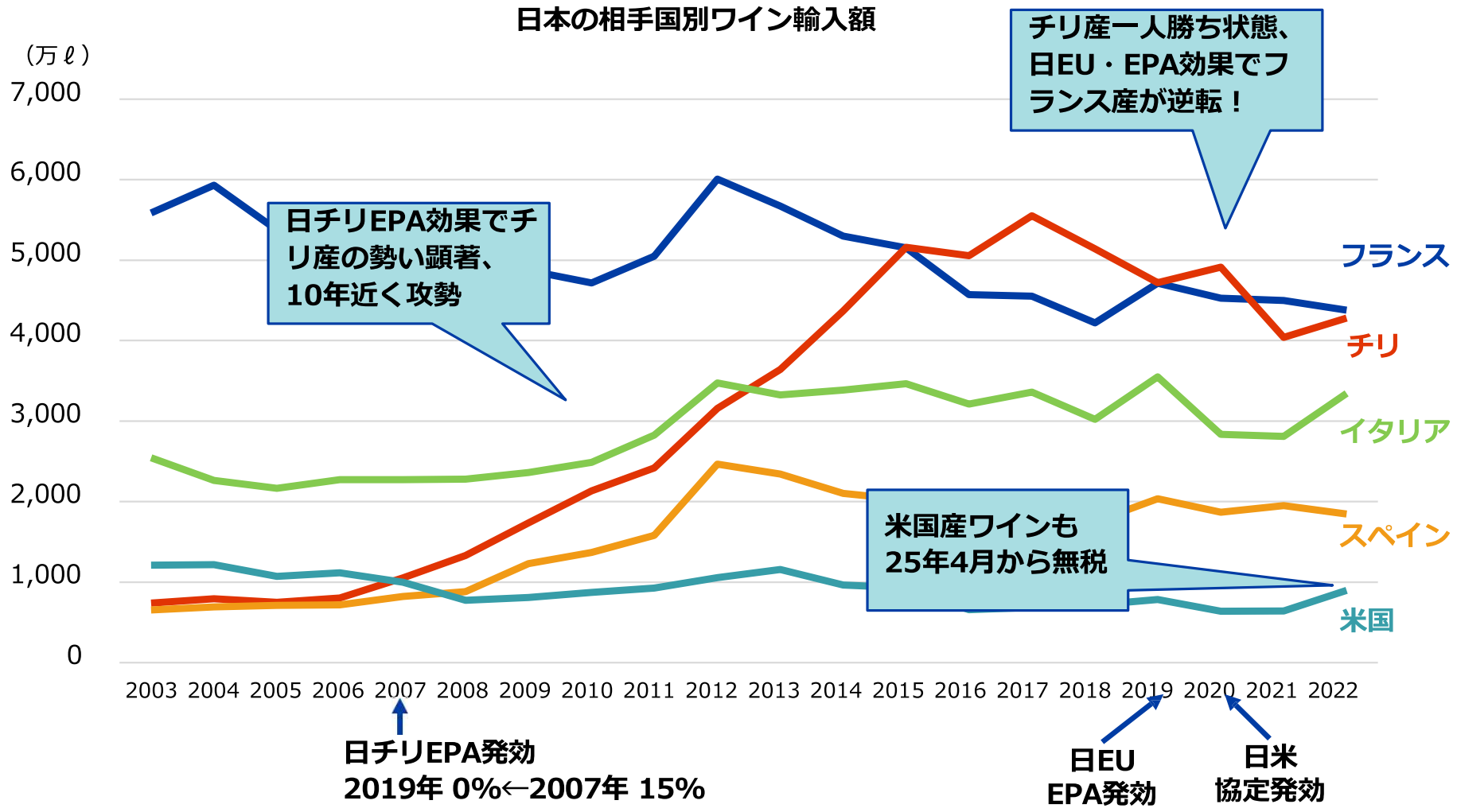

（注）HS220421020に該当する品目。
（出所）財務省貿易統計

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

1-3 関税削減効果　2)利益向上

■ **販価維持をして、利益率をアップ**するケース
（関税削減効果額を輸出側・輸入側で折半した場合を例示）

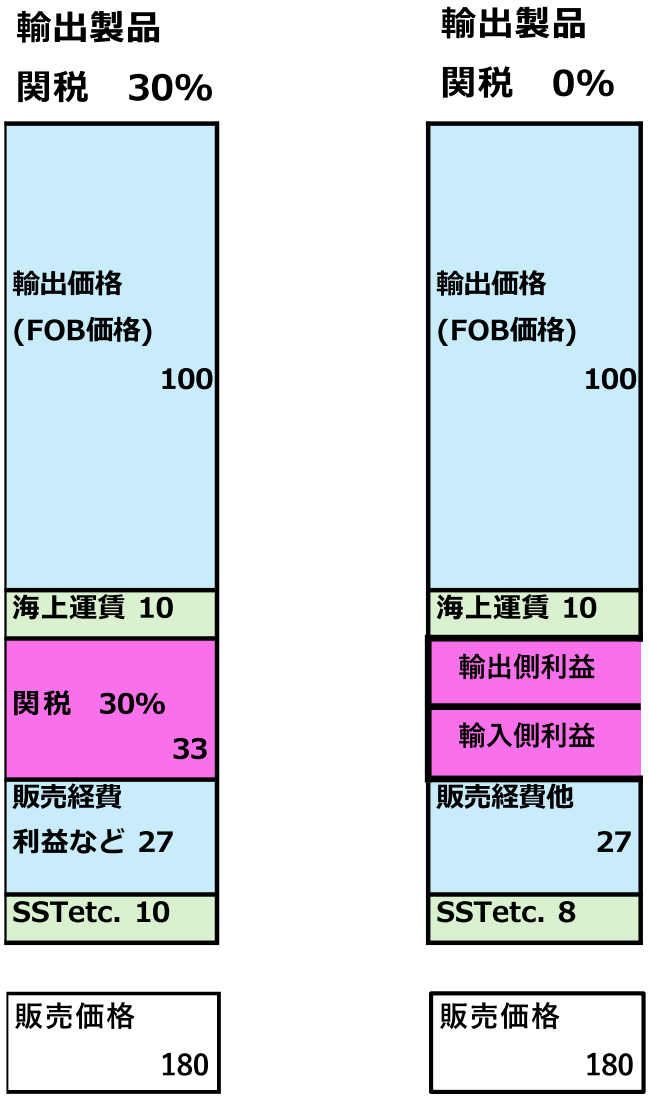

販価維持して、関税低減分を利益とすることも選択肢

通常は、競争相手も、関税低減効果があるため、市場動向により、利益向上と販価反映のバランスを協議。

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

1-3 関税削減効果　3)輸出側値上げ交渉

- 関税が設定されている場合には、**輸出側の値上げは、販価影響が拡大**
- 関税の撤廃、緩和は輸出側の値上げ交渉上の不利な条件が緩和

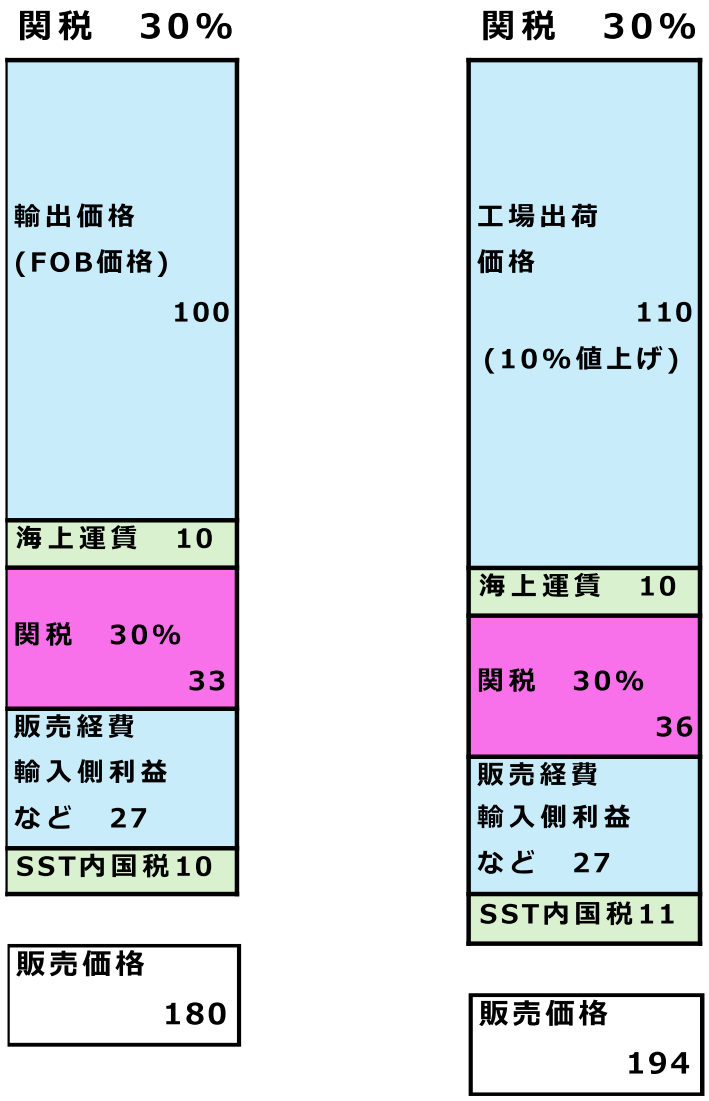

関税30%の場合
FOB価格　10のアップは、
14程度のインパクト。
⇒値上げし難い環境

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

FTA/EPA概要

2. グローバルでのFTA動向

・メガFTA（RCEP/CPTPP)の発効

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

2-1 メガFTAの進展、ASEANによるFTA網も充実

- 2020年以降、世界で新たに74件のFTAが発効
- 22年1月には日本を含むメガFTA・RCEPが発効

RCEP：発展段階や既存の制度・社会システム・インフラ整備状況に大きな違いのある多様な国家が幅広い分野で貿易・投資の自由化やルール・制度の調和と手続きの共通化を図る新たなメガFTA

アジアの広域FTAネットワーク

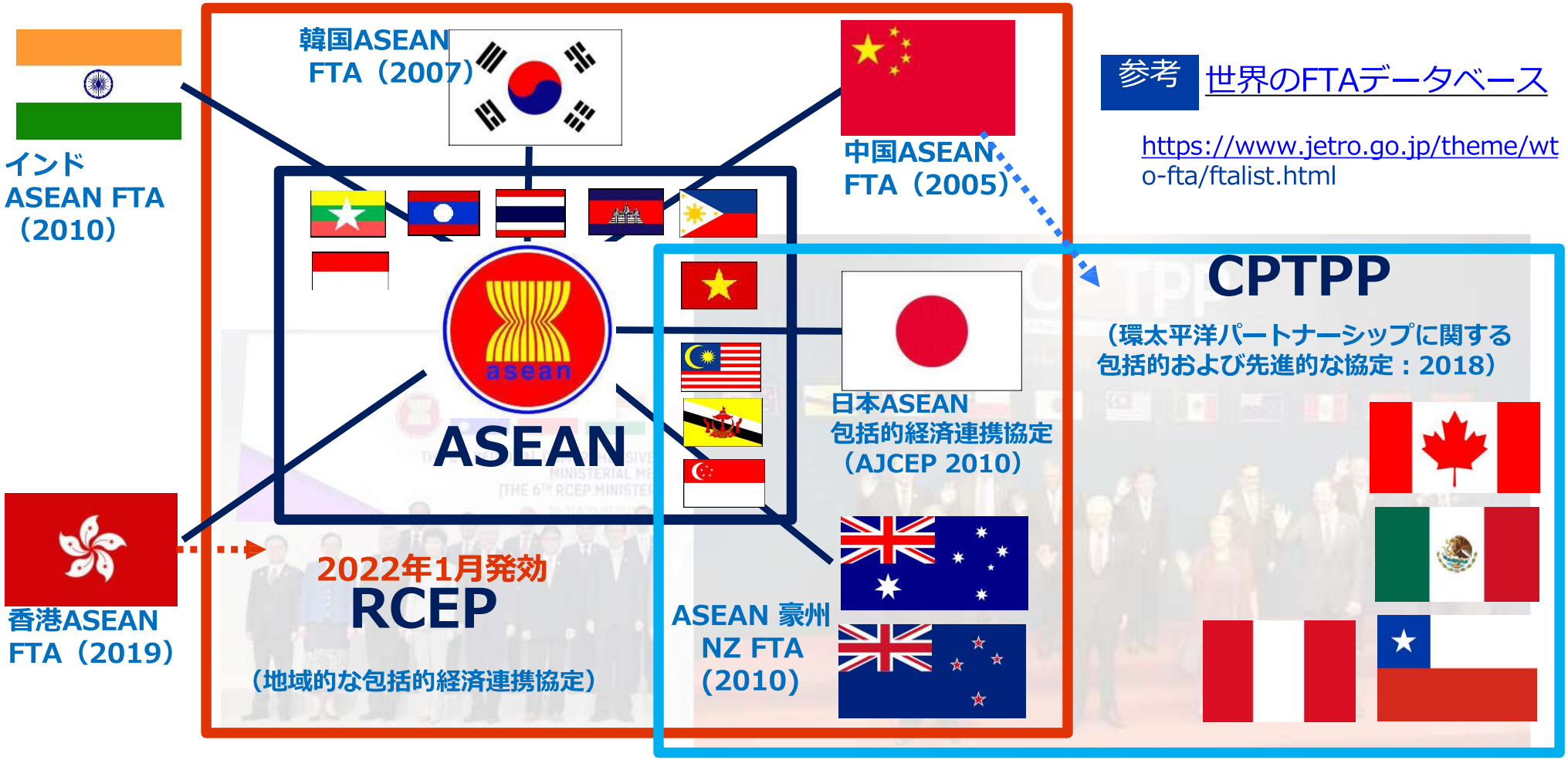

参考 世界のFTAデータベース

https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist.html

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

2-2 CPTPPの関税撤廃状況

- **工業製品～10カ国全体で99.9%の関税撤廃率**
- **農林水産物・食品～重点品目全てで関税撤廃**

CPTPP締約国の関税撤廃率（全品目）

	日本	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	シンガポール
品目数ベース	95%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%
メキシコ	**チリ**	**ペルー**	**マレーシア**	**ベトナム**	**ブルネイ**
99%	100%	99%	100%	100%	100%
99%	100%	100%	100%	100%	100%

〔注〕日本の直近のFTAにおける関税撤廃率は89%。
〔資料〕「TPP11解説書」（ジェトロ）から作成。

CPTPP締約国の即時撤廃率と関税撤廃率（工業製品）

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
10カ国全体	86.6%	87.2%	99.9%	99.9%
カナダ	96.2%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.8%	98.0%	100%	100%
メキシコ	77.1%	94.6%	99.6%	99.4%
チリ	95.1%	98.9%	100%	100%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
マレーシア	80.3%	77.3%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	71.0%	72.1%	100%	100%
ブルネイ	90.4%	96.4%	100%	100%
オーストラリア	91.7%	94.2%	99.8%	99.8%
（参考）日本	95.2%	98.8%	100%	100%

〔注〕「品目数ベース」は各国の2015年1月時点の国内細分に、「貿易額ベース」は2010年の日本からの輸出額に基づき計算。網掛けの国とは初めてFTAが発効する。
〔資料〕「TPP解説書」（ジェトロ）から作成

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

2-3 RCEPの活用事例

- **日本との既存FTAがなかった、中国・韓国向けの輸出で幅広い関税撤廃。農産品の輸出拡大にも期待**
- **既存協定を有するASEAN諸国とも一部品目で新たな関税撤廃を獲得**

●非日系A社：
中韓→日本工場→星倉庫→ASEAN（建材）

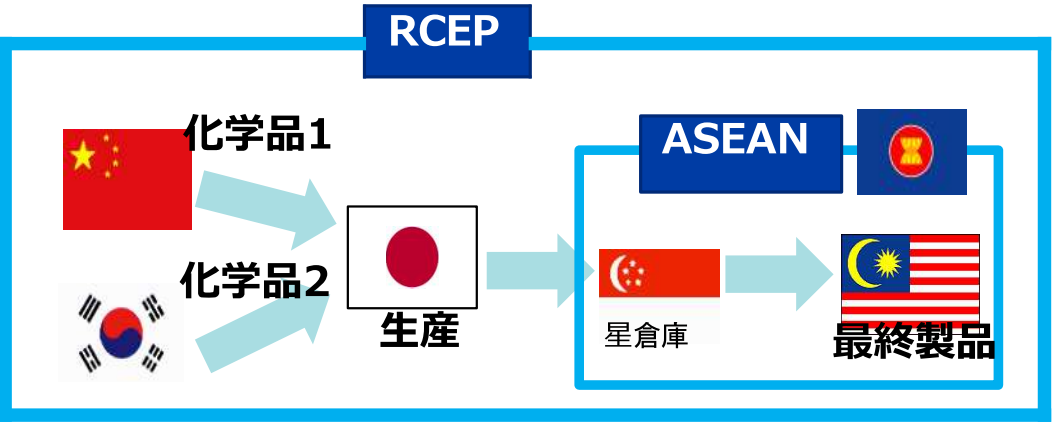

- 中国と韓国から原材料を輸入し、日本で生産した建築用シーリング（HS3506.91）を、シンガポール地域倉庫に輸出、さらにマレーシア含むその他ASEAN諸国へ再輸出。
- **日中韓とASEANをまたぐ**SCにRCEPがマッチ。**累積ルール**活用。

●ローカルB社：
マレーシア工場→日本市場（ポテトチップ）

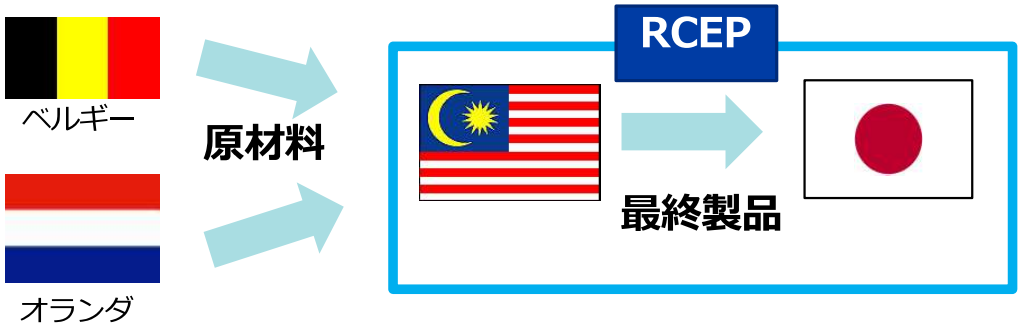

- ポテトチップス（HS1905.90）を馬で製造し日本へ輸出。
- AJCEP（9%）より**RCEP（5%）の方が関税率が低い**ため。
- その後発効したCPTPPでは、RCEPよりも更に税率が低くなるため、**CPTPPへの切り替え**を検討中。

（出所）ジェトロ「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定を利活用する在ASEAN非日系企業事例調査報告書（2023年6月）

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

FTA/EPA概要
3.マレーシアのFTAネットワーク

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

3-1 マレーシアのFTA発効・署名・交渉状況

- マレーシアは、16のFTAが発効済 。日本との間では4つのFTAが併存
- マレーシアの発効済みFTAが貿易総額に占める比率は65.0%（2024年）

	協定名	発効/署名年月
発効済	ASEAN物品貿易協定（ATIGA）（旧：ASEAN自由貿易地域（AFTA)形成のための共通効果特恵関税（CEPT)協定）	1993年1月
	中国・ASEAN自由貿易協定(ACFTA)	2005年7月
	日本・マレーシア経済連携協定（JMEPA）	2006年7月
	ASEAN・韓国自由貿易協定	2007年6月
	マレーシア・パキスタン自由貿易協定	2008年1月
	日本・ASEAN包括的経済連携協定（AJCEP）	2008年12月
	ASEAN・インド包括的経済協力枠組み協定（AIFTA)	2010年1月
	ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定（AANZFTA)	2010年1月
	マレーシア・ニュージーランド自由貿易協定	2010年8月
	インド・マレーシア包括的経済連携協定	2011年7月
	マレーシア・チリ自由貿易協定	2012年2月
	マレーシア・オーストラリア自由貿易協定	2013年1月
	マレーシア・トルコ自由貿易協定	2015年8月
	ASEAN・香港自由貿易協定	2019年6月
	地域的な包括的経済連携（RCEP）協定	2022年3月
	環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP）	2022年11月
署名済	マレーシア・アラブ首長国連邦包括的経済連携協定	2025年1月
	マレーシア・EFTA経済連携協定	2025年6月
交渉中	マレーシア・韓国自由貿易協定	
	マレーシア・EU自由貿易協定	
	カナダ・ASEAN自由貿易協定	
構想段階	アジア大洋州自由貿易地域（FTAAP)	
	マレーシア・GCC自由貿易協定	

4協定のうちどれで最も有利な優遇税率を適用されるのかシミュレーションが重要

（注）赤字は日本が加盟している協定。（出所）「世界のFTAデータベース」（ジェトロ）

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

3-2 EPA関連の最近の動き

- **2024年12月の英国のCPTPP加盟の発表**
- **2025年、UAEとのEPA締結、EUとのEPA締結交渉の再開、EFTAとのEPA締結などEPA拡大の動き**

英国のCPTPP加盟　2024年12月15日(英国政府発表）

CPTPP締結国が英国のCPTPP加入を批准すると、その60日後に協定が適用。
英国政府は、長期的には、年間約20億ポンド（約3900億円）の経済効果の可能性があるとしている
参考）JETROビジネス短信　2024年12月17日
英国がCPTPPに正式加入、日本を含む12カ国に枠組み拡大

UAEとのEPA締結　2025年1月14日

マレーシアとアラブ首長国連邦（UAE）両国政府は1月14日、包括的経済連携協定（CEPA）に署名したと発表。中東諸国への足掛かりとなる市場であり、今後の進展にも期待。
参考）JETROビジネス短信　2025年1月16日
マレーシア、UAEとの包括的経済連携協定に署名、GCC加盟国と初のFTA

EUとのEPA締結交渉の再開　2025年1月20日

マレーシアとEUの自由貿易協定（FTA）交渉再開を発表
再開後の第1回会合は今後数カ月の間で開催する予定
参考）JETROビジネス短信　2025年1月23日
マレーシアとEUのFTA交渉、12年の中断を経て再開へ

EFTAとのEPA署名　2025年6月23日

EFTA（スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）との包括的な自由貿易・経済連携協定に署名。発行日は未定。

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

FTA/EPA活用と手続き
４.申請手続き

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

4-1 申請手続き

- **FTAの特恵関税を利用するためには、輸入国税関に対して申請が必要。協定税率は自動的には適用されない**
- **申請では輸入される産品がFTA締約国で生産されたものであるかを証明する必要がある（原産地証明）**

押さえたい４つのポイント

1. FTA税率を適用するためには**輸入国の税関に申請が必要**。
2. 申請では『**輸出品がFTA締約国で生産された』ことを証明**する。
3. 一般的に申請は**輸入者**（＝関税の負担者）が輸入国税関に対して行う。
4. 他方、申請書類は多くのFTAの場合、**輸出者**が作成する必要がある。

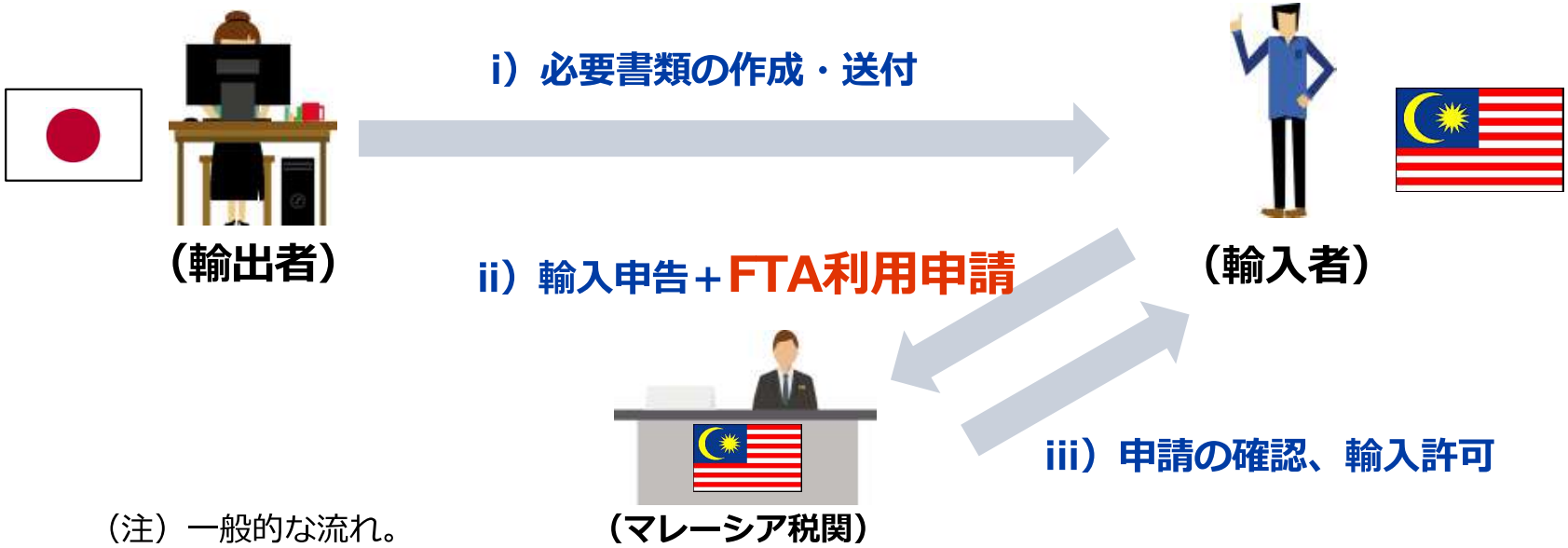

（注）一般的な流れ。

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

4-2 FTAの活用手続き

■ **FTAの特恵関税を利用するには、輸出品が特恵関税の対象品目であることを確認し、かつ特恵関税の恩恵を受ける条件（原産地規則）を満たさなければならない**

Ⅰ. 輸出する品物のHSコードを特定し、関税率を調べる

▼

Ⅱ. 原産地規則を満たしているか確認

▼

Ⅲ. 原産地証明手続き

- ✓ **左の流れは基本的にどのFTAを利用しても同じ！**
- ✓ ある特定のFTAを参照しながら、一度左の流れについて大まかなイメージを持つと理解が深まる。
- ✓ ジェトロが作成したFTA活用マニュアルは教材としても利用できる。一度覗いてみて頂きたい。

FTA活用マニュアル

RCEP

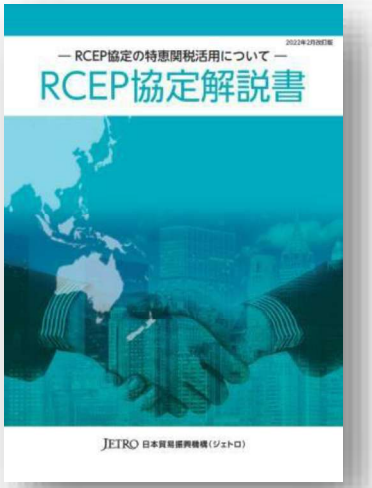

CPTPP

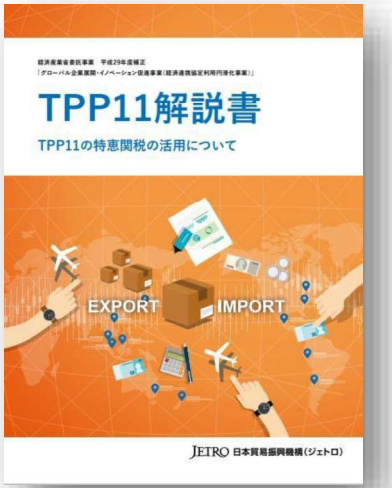

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

FTA/EPA活用と手続き
５.関税率の特定

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

5-1 マレーシアの関税分類（HSコードについて）

- HSコード（関税分類）は、世界共通のHSコード（上6桁）＋　国内区分4桁、合計10桁
- 利用する協定によって作業に必要なHS年版が異なる。日マレーシアEPAはHS2002、日ASEAN・EPAはHS2017、RCEPはHS2022、CPTPPはHS2012に従い、関税撤廃・削減スケジュールが定められている
- 協定利用には、最新のHS年版と、協定別HS年版のいずれも必要。現在の関税率を調べる時には「最新のHS年版」、関税撤廃スケジュールや品目別規則、原産地証明書に記載する時には「協定別のHS年版」が必要

マレーシアの関税分類　（醤油の場合）

2103.10.00.00

1~6桁目　：HSコード（全世界共通）

類（Chapter)上2桁：第87類

項（Heading）上4桁：第8708項
号（Subheading）上6桁：第8708.70項

7~10桁目　：10桁レベル国内細分（10 digit commodity code)

HEADER	SUB	ITEM	UNIT	DESCRIPTION	IMPORT RATE	EKSPORT RATE
2103	10	0000	kg	- Soya sauce	10%	0%

（注）マレーシア税関ウェブサイトでの実際の表示

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

5-2 関税率を調べる手順

HSコードを特定したら・・・

①通常適用される税率（MFN税率※）を調べる

HSコードに基づき、輸出相手国で通常適用される　税率（MFN税率）を調べる
※マレーシア輸入時に適用される関税分類や税率は、**輸入者の申告に基づきマレーシア税関の判断**による。

したがってHSコードと関税率は、「輸入者に確認する」のが、最も早くて正確である可能性。事前教示制度（※2）の活用も

②各協定税率を調べる

HSコードに基づき、各協定の現時点での優遇税率を調べる

③MFN税率と協定税率を比較し、協定税率の方が低い場合にはFTA/EPAの利用を検討する。MFNが無税の場合、FTA/EPAを利用する必要なし。

【ご紹介する検索ツール】

- スライド 5-3　マレーシア税関「JKDM HS Explorer」
- スライド 5-4　ASEAN TARIFF Finder
- スライド 5-5　FedEx「World Tariff」
- スライド 5-6　ITC「Rules of Origin Facilitator」
- スライド 5-7　各協定の譲許表

玄人向け

※MFN税率　Most Favored-Nation tariff
最恵国税率＝WTO原則の基づき、FTA/EPAが適用されない場合の標準税率

※2事前教示制度（Advanced Rulings）：輸入国税関が、事前に関税分類や原産性判定などを書面で教示する制度。CPTPPでは導入が義務化。

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

5-3 マレーシア税関「JKDM Explorer」

- **7桁以降のマレーシア独自の関税分類と税率を調べるには、マレーシア政府のデータベース「JKDM HS Explorer」を活用する**
- **関税と輸入規制を同時に見ることが出来る**

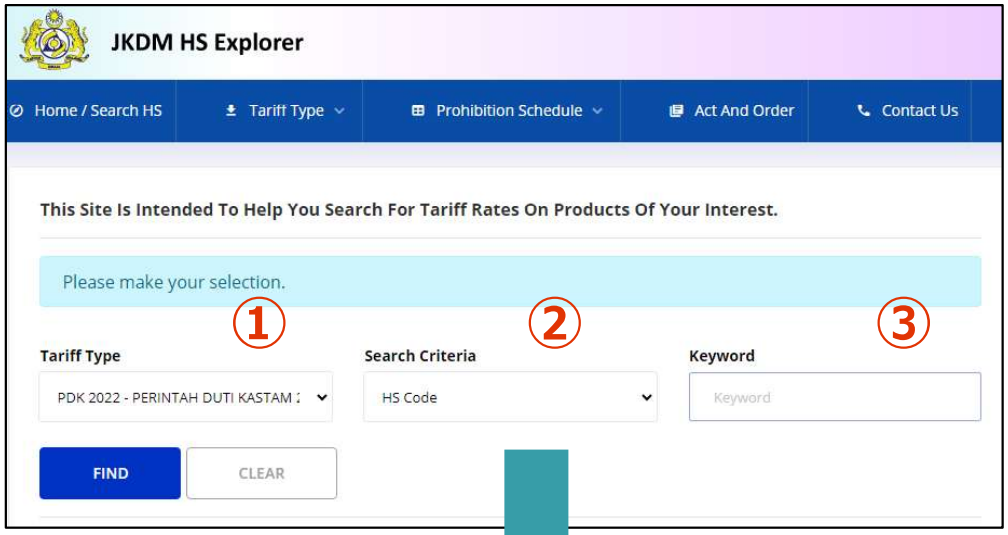

ボックス①（協定の種類を選択）

“PDK2022”でWTO協定税率、その他FTAごとに選択が可能。

ボックス②（関税分類の種類を指定）

“HS Code”と“item Description”が選択できるため、前者を選択。

ボックス③（キーワード検索）

任意のHSコードを、最低4桁以上で入力。

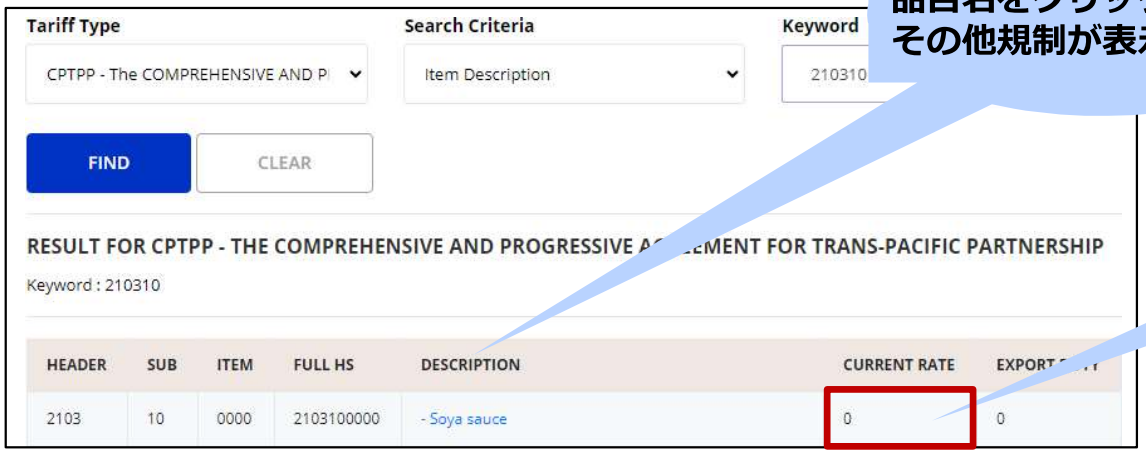

関税分類と税率のほかに、品目名をクリックすると、その他規制が表示される

醤油（2103.10.00.00）は、CPTPPでは無税であることが確認できる

▼「JKDM HS Explorer」のURL

https://ezhs.customs.gov.my/

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

5-4 ASEAN Tariff Finder

■ **ASEAN内のみ使用可能、輸出国、輸出先とHSコード入力すれは使用可能なEPAと税率をまとめて検索可能**

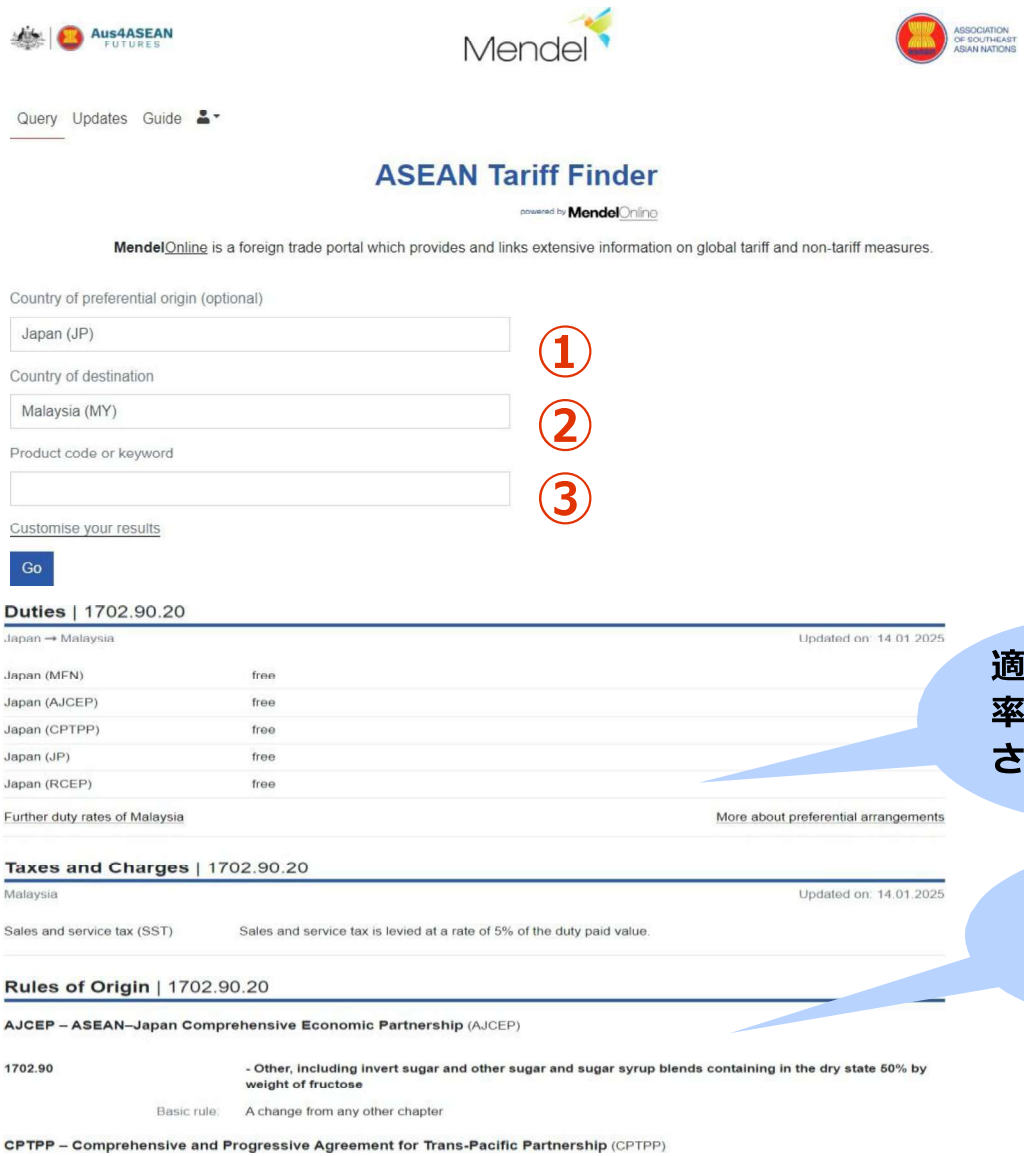

適用EPAと税率を全部表示される。

原産地証明の解説が表示される。

ボックス①（輸出国を入力）

国名を入力。

ボックス②（輸出先を入力）

国名を入力。

ボックス③（キーワード検索）

任意のHSコードか名前を入力。

▼ 「ASEAN Tariff Finder」のURL

https://tariff-finder.asean.org/

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

5-5 FedEx「World Tariff」

「世界各国の関税率」を無料で検索できるデータベース（World Tariff）

- 日本国内居住者は、ジェトロのウェブサイト経由でユーザー登録により、無料で利用可能
  海外からはアクセスできない
- 各国のMFN税率とFTA税率が検索できる。各国の制度変更がデータベースに迅速に反映

▼ユーザー登録・ログインURL

https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/

【検索の流れ】

①ログイン後、「HS Number Search」を選択。
②次に表示される画面で輸出先、輸出産品のHSコードを上2桁→上6桁の順に項まで選択し検索。
③検索後、下に表示されるHSコード一覧から該当コードを選択すると、輸出国別の関税率が表示される。
④日本については、相手国とのFTAに基づく関税撤廃スケジュールや原産地規則も表示される。

※使い方の詳細はCPTPP解説書の39~40ページを参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/TPP11_kaisetsu.pdf

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

5-6 ITC「Rules of Origin Facilitator」

- 国際貿易センター（ITC）、世界貿易機関（WTO）、世界税関機構（WCO）が共同で
- 運営する、全世界のFTA利用支援データベース
- WTO一般税率と世界中の発効済みFTAの税率を検索することができる

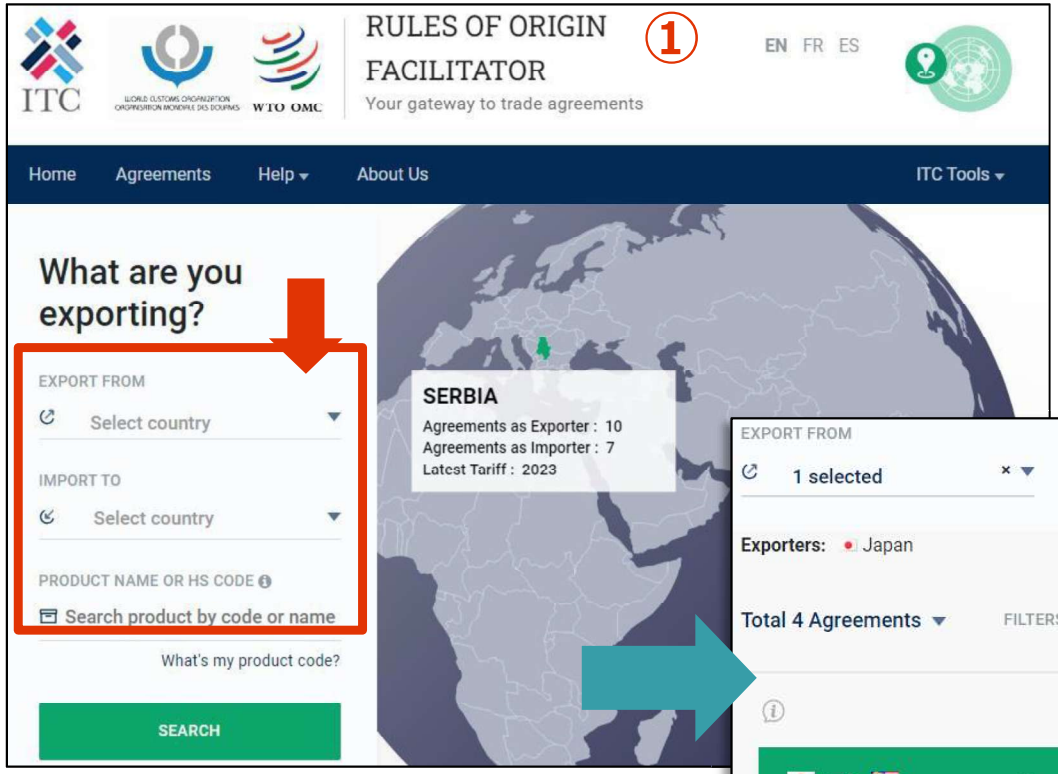

【検索の流れ】

①輸出国、輸入国、HSコードを入力すると、利用可能な全FTAの税率と原産地規則が表示される。
②複数のFTAが発効している場合、どの協定が最も有利か一目瞭然。原産地規則まで表示され、一覧性をもって調べやすい！

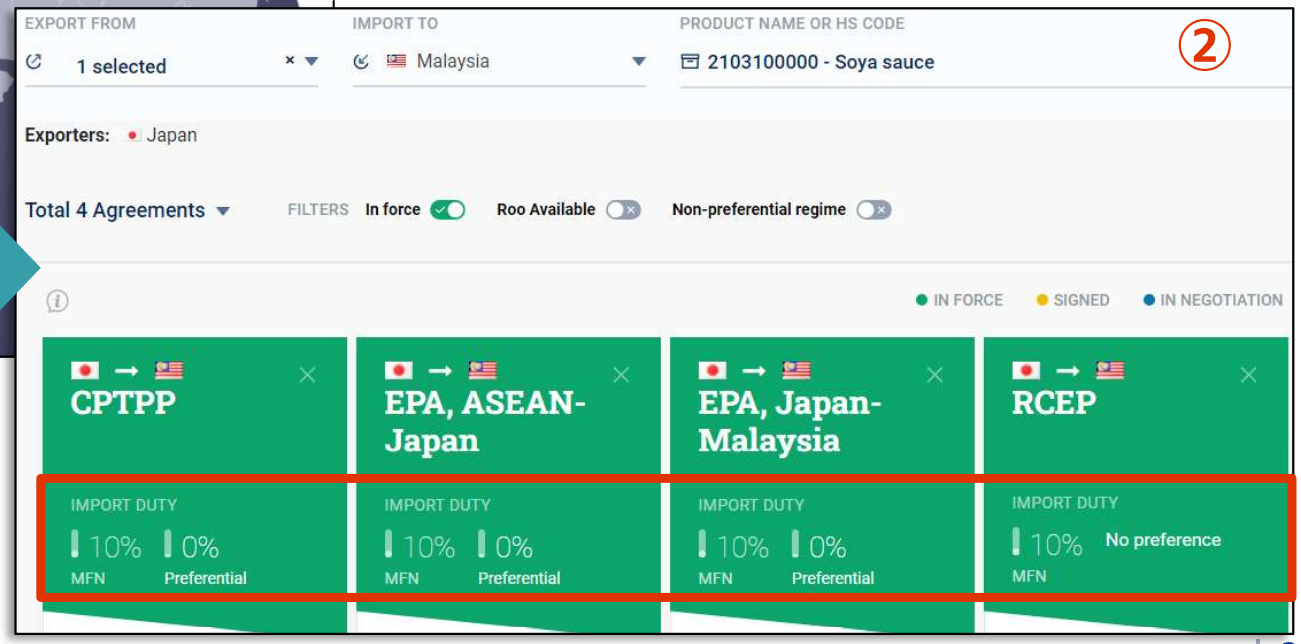

▼「Rules of Origin Facilitator」のURL

https://findrulesoforigin.org/

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

5-7 各協定の譲許表

- 「譲許表」=関税撤廃スケジュール。各FTA協定文とは別の付随書として掲載。外務省ウェブサイトから検索可能
- 専門的な表現が多く、読み解きづらい。譲許表自体が膨大。原典を参照したい場合。
- 相手国の関税撤廃スケジュールは「英文」を参照のこと。
  「和文」には、日本に輸入する場合の関税撤廃スケジュールのみ記載

>Annex I Schedules of Tariff Commitments > MALA

▼各FTAの譲許表（外務省）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html

※譲許表の見方や略称の意味は、RCEP解説書の26ページを参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/rcep/rcep.pdf

Base Rateは現在のWTO協定税率ではなく、「基準税率」（関税撤廃・削減の基準となる税率、RCEPの場合2014年1月1日時点のMFN税率）

例：RCEPにおけるマレーシアの醤油の関税撤廃スケジュール

HS Code	Product Description	Base Rate	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4	Year 5	Year 6	Year 7	Year 8	Year 9	Year 10
21.03	Sauces and preparations therefor; mixed condiments and mixed seasonings; mustard flour and meal and prepared mustard.		馬では2022年3月	2023年1月-	2024年1月-	2025年1月-	2026年1月-	・・・				
2103.10 000	-Soya sauce	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

FTA/EPA活用と手続き
６.原産地証明

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

6-1 原産地規則（Rules of origin)とは

- 原産地規則とは、輸出入される産品が**当該締約国の原産品として認められる**ための規則
- 日本又はマレーシアで完全に得られる産品や、品目ごとに定められた、日本又はマレーシア内における「付加価値」や「加工度」等に係る規則（品目別原産地規則（ＰＳＲ：Product-Specific Rules of Origin））を満たした**「原産品（originating product）」**が、日馬間FTAで定める特恵税率の対象となる
- 原産地規則には、域外で生産された産品が、不当に日馬間FTAによる特恵税率の恩恵を受けることを防ぐ意味合いもある（**迂回防止**）

原産地規則の概要

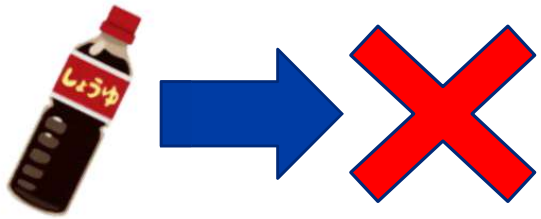

日本又はマレーシアが加盟するFTA域内で生産されていない産品（「非原産品」）は特恵税率の対象外。

日本で作っている Made in Japan表記あり ≠ **FTAにおける 原産品**

日馬EPA、日ASEAN・EPA、RCEP、CPTPP域内国

日本又はマレーシアが締結する協定域内生産品

日本又はマレーシアが加盟するFTA域内で生産され、かつ、**一定の「付加価値」が付いた等の要件を満たした産品（「原産品」）**は特恵税率の対象となる。

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

6-2 原産地規則の全体像

- 一般的に、原産品は3つのカテゴリー→①**完全生産品**、②**原産材料のみから生産される産品**、③非原産材料を使用し附属書の「**品目別規則（PSR）**」を満たす産品
- 「**原産材料**」とは、原産品だと証明できる材料。「**非原産材料**」とは、原産品だと証明できない、もしくは原産品かどうかが不明の材料

原産地規則の三分類

原産地規則	概要	事例
A　完全生産品	FTA域内で完全に得られ、または生産され　る産品。	農水産品（動植物・魚介類・卵・牛乳等）、鉱物資源など。
B　原産材料のみから生産される産品	●生産に直接使用された材料（一次材料）が原産材料であるもの ●材料を遡れば非原産材料を含む場合でも、一時材料がすべて原産材料であればよし。	
C　**品目別規則を満たす産品**	●非原産材料を使用して生産された産品であっても、その生産において一定の要件を満たせば、原産品とするもの。 ●PSRは**関税分類ごと**に定められる。 ●複数の基準が定められている品目も。いずれかの原則を満たせばよいケースが多い（**選択基準**）	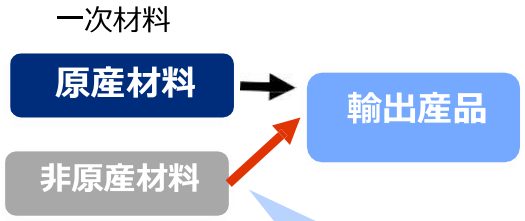

「**現在の品目別規則（PSR）**」を満たす

品目別規制（PSR)は、３つの類型
①関税分類変更基準　②付加価値基準　③加工工程基準

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

6-3 原産性の判断基準 (A)完全生産品

- 日本国内で完全に得られ、または生産される産品は原産品。具体的には**農水産品**や**鉱物資源**など

＜類型＞

A) 農水産品、鉱業品の一次産品：一次産品の収穫、収集、採掘等を「生産」として捉える

B) くず、廃棄物やそれらから回収された物品：くずや廃棄物の発生・回収等を「生産」として捉える

C) 上記完全生産品のみから生産された物品：完全生産品またはその派生物から生産される産品も完全生産品

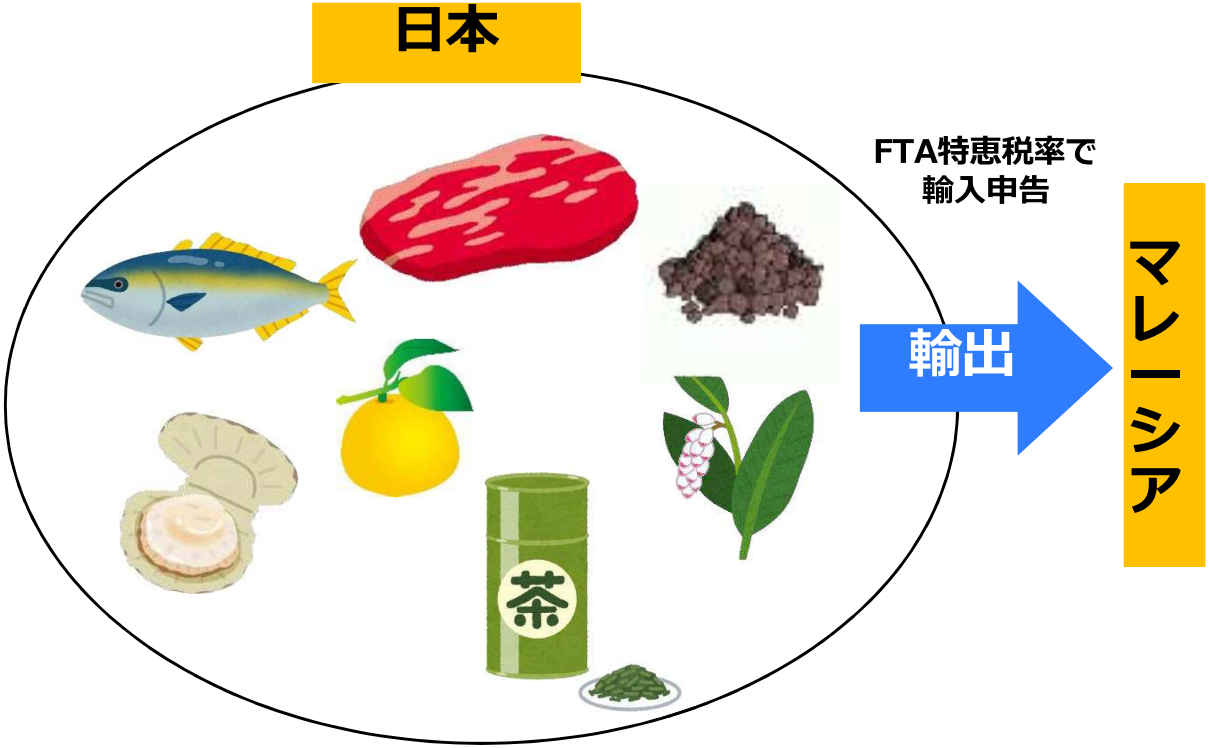

完全生産品の例（CPTPPの場合）

- 収穫等された植物
- 生きている動物であって、生まれ、かつ成育されるもの
- 生きている動物から得られる産品
- 域内国の領域で狩猟、漁ろう等により得られる動物
- 養殖によって得られる水生生物
- 抽出・採掘された鉱物性生産品
- 域内国の船舶により領域外の海等で採捕された海洋生物
- 域内国の工船上で前項に規定される産品から生産される産
- 国際法に基づく権利の下で域外の海底またはその下から得られる産品
- 製造や加工作業等において生じたくず
- 使用済み産品の廃品・くずであり、原材料の回収のみに適するもの
- これら上記のものから得られ、生産されたもの

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

6-4 原産性の判断基準(B)原産材料のみから生産される産品

- 生産に直接使用された材料（一次材料）のすべてが原産材料であるもの
- 直接使用される材料（一次材料）の生産に使用される材料（二次材料）の中に、非原産材料（非締約国で得られた材料）が含まれていても、当該一次材料が品目別原産地規則（PSR）を満たしていればよい
- 完全生産品との違いは、産品の材料の材料（二次材料）に非締約国のものを含み、それを使用して日本で一次材料（原産材料）へと加工し、生産する点

日本からマレーシアへCPTPPを活用して輸出する場合

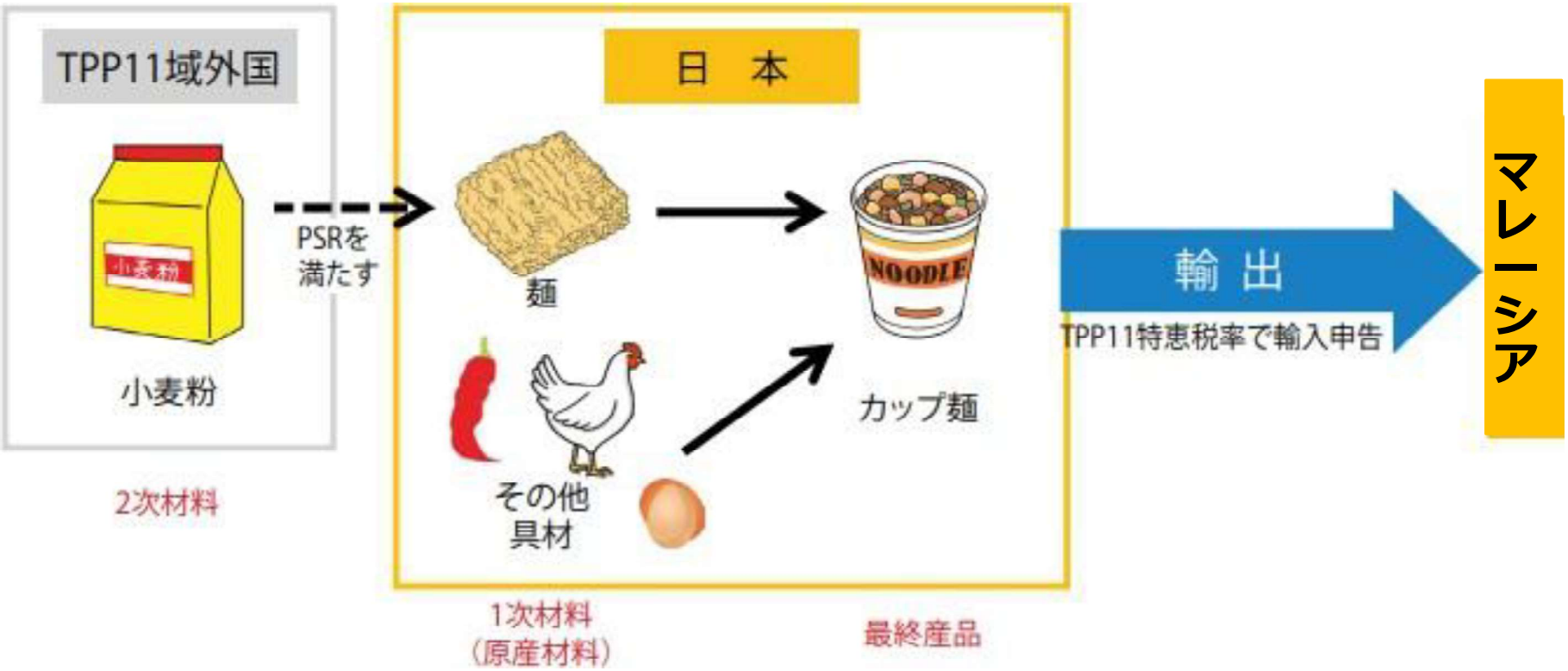

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

6-5 原産性の判断基準 (C)品目別原産地規則（PSR）を満たす産品

- 非原産材料を使用して生産された産品であっても、**締約国内での加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合**には、その産品を原産品と認めるもの。→**軽微な作業（例：梱包、分解など）では×**
- 実質的な変更の基準を定めたものが品目別規則（PSR）であり、**関税分類（HSコード）ごとに基準を定め**、それぞれの産品の原産地基準（原産品となるための要件）を規定している

【品目別規則（PSR）の3類型】

①**関税分類変更基準**：材料と最終産品との間に特定の関税分類（HSコード）の変更があること。

②**付加価値基準**：材料に一定以上の付加価値を付加すること。

③**加工工程基準**：材料に特定の加工（例：化学品の化学反応）がなされること。

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

6-6 PSRの原産性判定方法① -関税分類変更基準-

- 非原産材料の関税分類（HSコード）と最終産品のHSコードの間に**特定の変更がある**場合に、原産性を認めるのに十分な加工が国内でなされたとして原産品と認める基準
- 求められるHSコード変更の桁数のレベルは3種類
  - ①「**CC**」（Change in Chapter、「類」の変更）という場合は**上2桁**での変更
  - ②「**CTH**」（Change in Tariff Heading、「項」の変更）という場合は**上4桁**での変更
  - ③「**CTSH**」（Change in Tariff Subheading、「号」の変更）という場合は**上6桁**での変更

難易度

関税分類変更のイメージ　※CPTPPにおける日本酒（2206.00）のPSR：CTH（4桁レベルの関税分類変更）

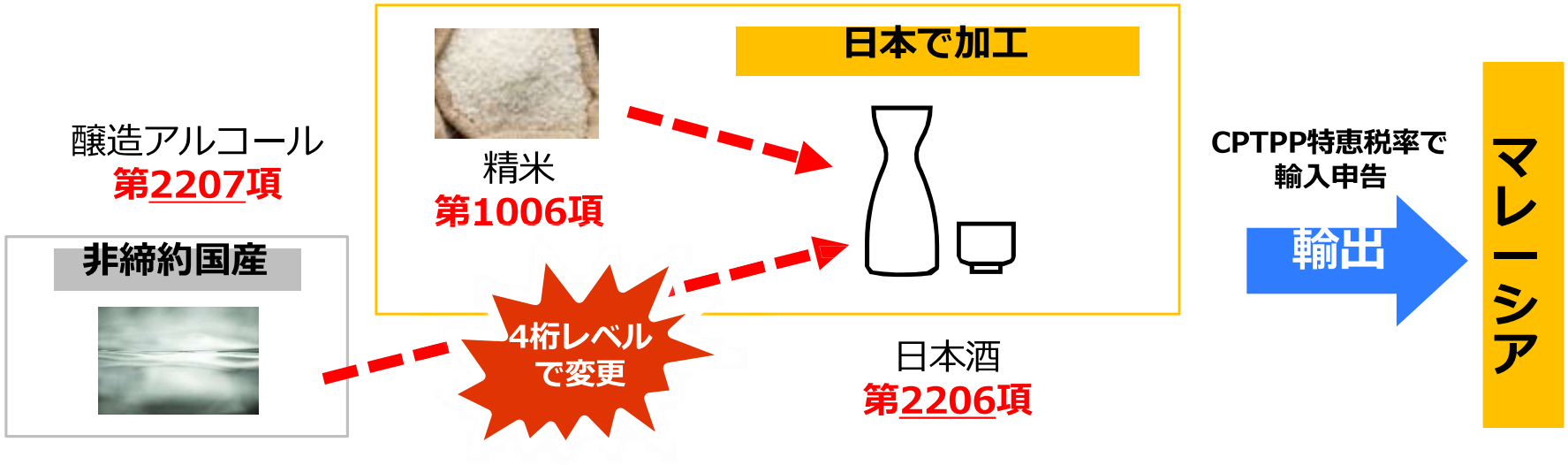

実際の品目別規則の記載例

220600	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	第二二・〇五項から第二二・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
	Other fermented beverages (for example, cider, perry, mead), mixtures of fermented beverages and mixtures of fermented beverages and non-alcoholic beverages, not elsewhere specified or included	A change to a good of heading 22.05 through 22.06 from any other heading.

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

6-7 PSRの原産性判定方法② -付加価値基準-

- 日本で付加された価値により原産性を証明する方法
- 原産性を認めるのに十分な付加価値が日本国内で付加された場合に、原産品と認める基準
- 広域FTAの場合は、品目別規則を達成するため域内の複数カ国の付加価値や生産工程を累積することも可能

付加価値基準のイメージ　※RCEPにおける味噌、ソース等（2103.90）のPSR：CC または RVC40

なおこの品目の場合、CC（2桁レベルの関税分類変更）または RVC合40%以上のいずれかを満たせばOK

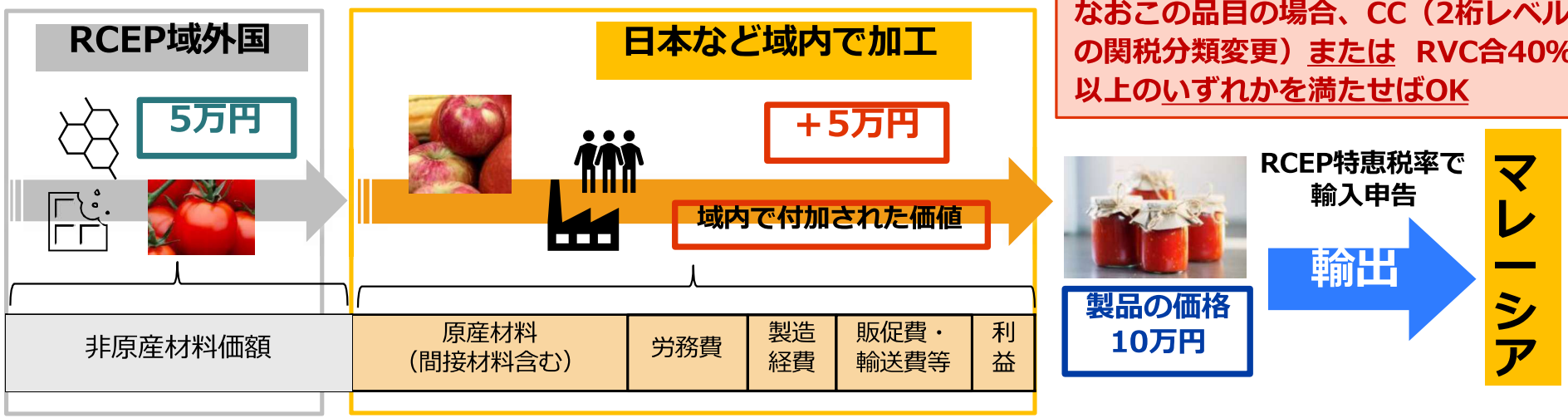

$$\text{域内原産割合（RVC）（\%）} = \frac{\text{FOB価格} - \text{非原産材料の価格}}{\text{FOB価格}} \times 100 = \frac{10\text{万円} - 5\text{万円}}{10\text{万円}} \times 100 = 50\% \geqq 40\%$$

➡このソースはRVCが40%以上のため、原産品と認められる

実際の品目別規則の記載例

		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
2103		Sauces and preparations therefor, mixed condiments and mixed seasonings, mustard flour and meal and prepared mustard	
	210390	その他のもの	CC 又はRVC四〇
		Other	CC or RVC40

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

6-8 PSRの原産性判定方法③ -加工工程基準-

- **非原産材料に対し、日本で品目別原産地規則（PSR）で定める特定の加工が行われたことを以て原産品と認める基準。例えば、化学品であれば「化学反応」、繊維製品であれば「縫製・裁断」など**
- **化学品や繊維製品などのPSRで採用されている**

加工工程基準のイメージ　※CPTPPにおけるグリセリン（HS2905.45）のPSR
「材料が**化学反応の工程**（新たな構造の分子を生ずること）を経ていること」
※「号」（HSコード6桁）変更基準と上記加工工程基準の選択制。

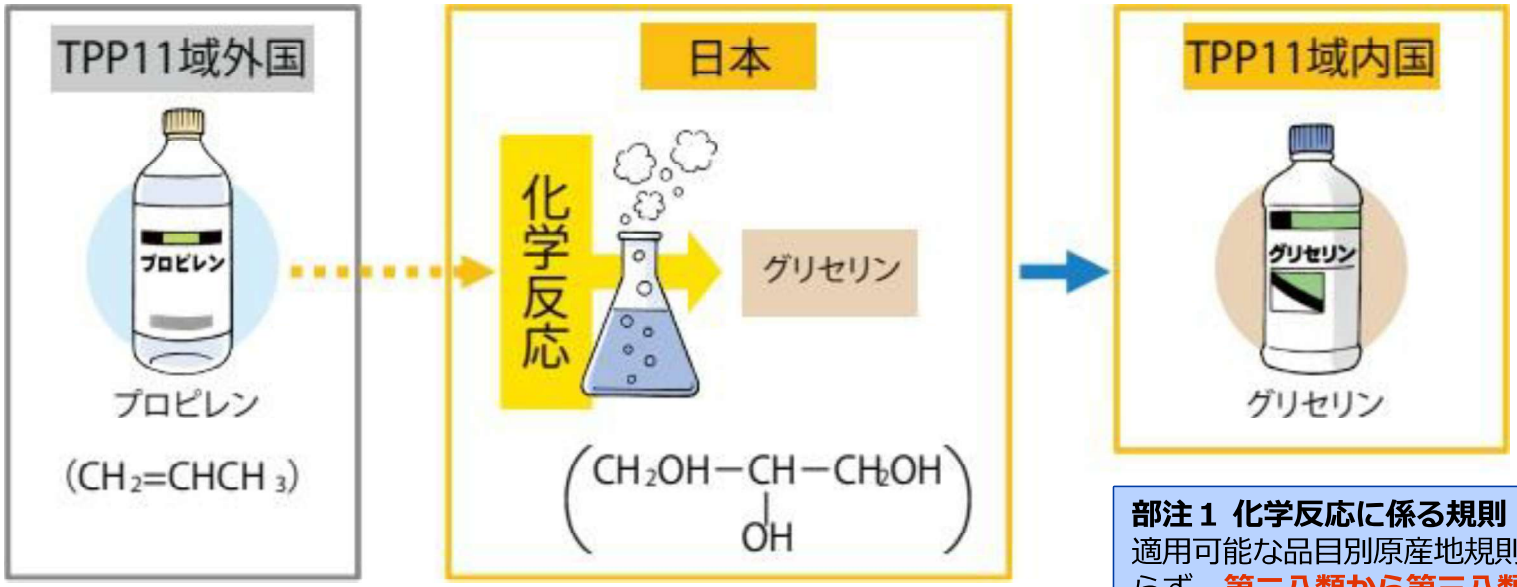

部注１ 化学反応に係る規則
適用可能な品目別原産地規則の規定にかかわらず、**第二八類から第三八類まで**の各類の産品であって化学反応が行われるものは、**当該化学反応が一又は二以上の締約国の領域において行われる**場合には、原産品とする。…

実際の品目別規則の記載例

290545	その他の多価アルコール	
	Other polyhydric alcohols	
	グリセリン	第二九〇五・一一号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
	Glycerol	A change to a good of subheading 2905.11 through 2905.59 from any other subheading.

第6部注/Section 6 Note

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

6-9 日本のFTAにおける原産地証明制度

- **原産地証明制度＝誰が原産地証明書を発行するか。第三者証明制度から、世界的に自己申告制度の流れへ。特にCPTPPは、自己申告制度のみが採用されている**
- **自己申告制度の導入によって、原産地証明コストが大きく軽減される傾向**

原産地証明制度

■ 第三者証明制度

生産者、輸出者が第三者機関（政府または指定機関、日本の場合は日本商工会議所）に対し、輸出品が原産性を証明する情報を提供した上で、同機関が当該製品の原産性を判定し、原産地証明書を発給する制度。

***日マレーシア、日ASEAN、ASEAN中国、**

■ 認定輸出者制度

政府（日本は経済産業省）によって認定された　輸出者に対し自己証明制度を適用する制度。

***日メキシコ、日スイス、日ペルーなど**

■ 自己申告制度（通称、自己証明制度）

生産者、輸出者、輸入者などが、自ら原産地証明書を作成する制度。手数料コストや、書類作成のリードタイム削減が可能。第三者機関の証明がないことや輸入国検認への不安の声も依然存在。

***CPTPP、日EUなど**

（出所）政府資料から作成

日本のFTA/EPAにおける原産地証明制度

EPA/FTA	発効時期	第三者証明制度	認定輸出者自己証明制度	自己申告（自己証明）制度
日シンガポール	2002年11月	○	-	-
日メキシコ	2005年4月	○	○	-
日マレーシア	**2006年7月**	**○**	**-**	**-**
日チリ	2007年9月	○	-	-
日タイ	2007年11月	○	-	-
日インドネシア	2008年7月	○	-	-
日ブルネイ	2008年7月	○	-	-
日ASEAN	**2008年12月**	**○**	**-**	**-**
日フィリピン	2008年12月	○	-	-
日スイス	2009年9月	○	○	-
日ベトナム	2009年10月	○	-	-
日インド	2011年8月	○	-	-
日ペルー	2012年3月	○	○	-
日オーストラリア	2015年1月	○	-	○
日モンゴル	2016年6月	○	-	-
CPTPP	**2018年12月**	**-**	**-**	**○**
日EU	2019年2月	-	-	○
日米	2020年1月	-	-	○（輸入のみ）
日英	2021年1月	-	-	○
RCEP	**2022年1月**	**○**	**○**	**発効後10年以内に導入**

（注）赤字は日マレーシア間で利用可能な協定

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

6-10 原産地証明制度：自己証明（自己申告）制度

- CPTPPでは、**輸出者/生産者/輸入者自身が原産地証明書を作成**できる自己申告制度を採用。税関への輸入申告時に輸入者が税関に根拠書類を提出し、特恵待遇の付与の承認/否認は輸入国税関が判断
- 検認：特恵税率を適用して輸入申告された貨物が、本当に原産品だったのかなど、**FTAが適切に利用されたのかどうかを、輸入国税関が確認**する行為（※）
- 事後確認を行う対象の選択基準としては、**申告内容に疑義のある**場合や、**取扱い物品・企業のリスクが高い**場合、**ランダム抽出**など。書面による確認は一定程度行われているものの、**輸入国当局による訪問確認はまれ**

※①輸入者に対する書面による確認、②輸出者・生産者に対する書面確認、③輸出者・生産者に対する訪問確認、のいずれか

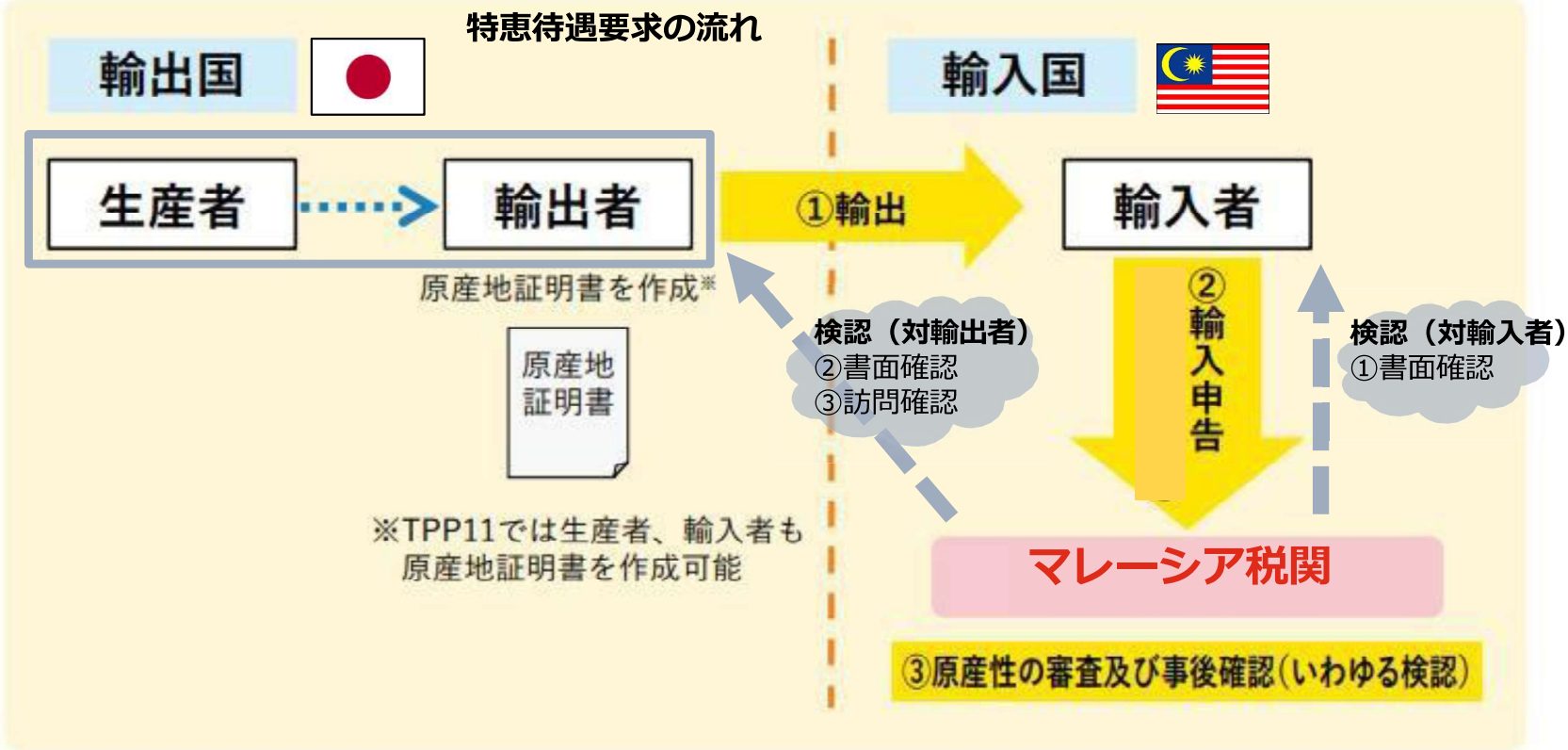

※検認時、十分な情報が提供できなかった場合は、特恵関税の適用が否認されうる。

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

参考 自己証明による特恵待遇の要求

https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/
https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm

CPTPPの原産地証明書の記載事項（サンプル）

CERTIFICATION OF ORIGIN

1. CERTIFIER Name, address, country, telephone number and e-mail address

Tanaka Tarou
PTP Company Ltd.,
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8901, Japan
Tel. 090-21-31-41
e-mail: tanakatr@test.jp
Certifier is: Exporter, Producer

1. 証明者情報

2. 証明者は誰か

2. EXPORTER Name, address, country, telephone number and e-mail address

Same as Certifier

3. 輸出者情報

3. PRODUCER Name, address, country, telephone number and e-mail address

Same as Certifier

4. 生産者情報

4. IMPORTER Name, address, country, telephone number and e-mail address

Trade Daisuki
CPTPP Company Ltd.,
1-1-1 JETRO Blvd. Sydney, TPP State, 2018-1230, Australia
Tel: 080-41-36-11
e-mail: LetsFreeTrade@test.cptpp

5. 輸入者情報

5. DESCRIPTION AND HS TARIFF CLASSIFICATION OF THE GOOD

#	DESCRIPTION	HS TARIFF CLASSIFICATION	ORIGIN CRITERION*	INVOICE NUMBER**	BLANKET PERIOD**	
					STARTING DATE	ENDING DATE
1	Duck		TPP Article 3.2( )	12345	-	-
2	Goose	3	TPPArticle 3.		-	

6. 産品の概要とHSコード

7. 原産地基準

8. 対象期間

6. AUTHORIZED SIGNATURE AND DATE

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate.
I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

NAME AND SIGNATURE _____ DATE _____

9. 署名と日付、宣誓文

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

参考 | 原産地証明の根拠書類保存

- 原産品であることを証明する根拠資料は、採用する原産性の判断基準に応じて異なる
- 生産者ではない輸出者が申告する場合、産品が原産品であることについて、輸出者が有する産品の情報、又は**生産者が輸出者に宛てて作成した宣誓書・誓約書に基づき、原産地に関する申告を作成**できる
- 原産品であることの根拠書類は、**利用後も一定期間保存**。日本商工会議所に原産品判定依頼をする時（第三者証明の場合）や、輸入国税関による検認を受ける時に必要。保存期間は**原産地証明書発給日から起算して3～5年**。協定により異なる

関税分類変更基準の場合

対比表
□非原産材料の関税分類（HSコード）と輸出する産品のHSコードが変更したことを示す資料

裏付資料
□総部品表
□製造工程フロー図
□生産指図書（委託生産の場合）
□各「材料・部品」の投入記録
（在庫蔵入蔵出記録など）

材料の原産性を示すための根拠資料
□サプライヤーからの情報（国内調達）
□ 輸入時の原産地証明書の写しなど（輸入）

その他
□原産地証明書の写し
□原産地証明書を作成した輸出産品のインボイス
□船荷証券等の船積書類の写し

付加価値基準の場合

計算ワークシート
□規定の域内原産割合を上回ることを示す資料

裏付資料
□総部品表
□製造工程フロー図
□生産指図書（委託生産の場合）
□各「材料・部品」の投入記録（在庫蔵入蔵出記録）

材料の原産性を示すための根拠資料
□サプライヤーからの情報（国内調達）
□ 輸入時の原産地申告の写しなど（輸入）

控除方式
材料の調達価額を証明する資料
□輸入時のインボイスなど
□取引契約書やサプライヤーからの請求書など

積み上げ方式
・原産材料の調達化学を証明する資料
□輸入時のインボイスなど
□取引契約書やサプライヤーからの請求書など
・直接労務費、直接経費、利益を証明する資料
□賃金、報酬その他の被用者給付の資料など
・間接材料の算出根拠となる資料
□製造原価計算書、帳簿、伝票、契約書など

その他
□原産地申告文を記載した輸出産品のインボイス
□船荷証券等の船積書類の写し

経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」（具体的な資料の作成例およびフォーム）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

参考 | 原産材料であることのサプライヤーからの確認書類

- 原産材料であることを証明する際、FTA締約国から調達した材料である場合は、同生産国からの材料輸入時にFTAの原産地証明書を入手　他方、当該材料が**国内調達による**ものである場合、生産者に原産性調査をしてもらい、**サプライヤー証明書**（＝納入製品が原産品であることを証明する書類）を入手
- FTA利用に際しては、社内体制構築とともに、**取引先との連携強化**も重要に

原産材料であることを示すサプライヤー証明書の例

（判定依頼者記入欄）
判定受付番号等：
※指定発給機関からの依頼があれば御記入ください。

（判定依頼者）　殿

年　月　日

農林産加工品に係る製造証明書

住所（下記者の住所及び連絡先）

氏名（加工業者等）　印

産品は、下記のとおりであることを証明します。

記

1．加　工　品　名　：

2．加　工　時　期　：　年　月　（～　年　月）

3．加　工　地（都道府県名）：

4．原材料の輸入割合：
□(1)全て日本産又は（ＥＰＡ締約国名）産の原材料を使用。
□(2)(1)以外の輸入原材料を使用。
主な輸入原材料名及び原産国：
(注1) 加工品製造の際に、輸入原材料を使用している場合には、その主な原材料と原産国を記載してください。　※記載例：小麦（オーストラリア産）、大豆（アメリカ産）
(注2) 利用する経済連携協定の原産地規則（個別原産地規則）に合致していることを確認願います。特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている産品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。

- ✓ 品目別原産地規則（PSR）で関税分類変更基準や付加価値基準を用いる場合、**原産材料として扱った材料・部品の原産性を証明する必要**があるため。
- ✓ 証明には、日本国内やマレーシアのサプライヤーに、供給を受けた材料・部品が　FTAにおいて原産品であることを示す宣誓書（誓約書も同義）を作成してもらう。
- ✓ マレーシアのサプライヤーからの材料・部品の場合、日マレーシア間各FTAの原産地に関する申告文があればその写しを宣誓書の代わりに用いることが可能。
- ✓ 宣誓書には、**材料・部品が原産品であることを示す宣誓文、供給した部品・材料の名称、型番**などを記載する必要あり。

経済産業省「申請手続きにおける提出書類等の例示と留意事項」（具体的な資料の作成例およびフォーム）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

参考 | 日本税関「原産地規則ポータル」

- 税関の「原産地規則ポータル」では、日本が締結する全FTAの品目別規則を検索可能
- 「Ⅱ. 輸出品目のHSコードと関税率を特定する」で紹介した、FedEx「World Tariff」やITC「Rules of Origin Facilitator」でも検索可能。特に後者は、一覧性があって見やすい

【検索の流れ】

①トップページから「PSRの検索」を選択。
②国名と品目（HSコード4桁OR6桁）を指定。
③複数の協定が併存している場合、タブごとにPSRが日英併記で表示される。

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(HS2022)/REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC | 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定(HS2012)/Trans-Pacific Partnership (TPP)(HS2012) | 日・ASEAN包括的経済連携協定(HS2017)/ASEAN-Japan CEPA (HS2017) | 日マレーシア経済連携協定(HS2002)/Japan-Malaysia EPA (HS2002)

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定(HS2012)/Trans-Pacific Partnership (TPP)(HS2012)

HS2012					環太平洋パートナーシップ(TPP)協定(HS2012)/Trans-Pacific Partnership (TPP)(HS2012)	
部/Section	類/Chapter	項/Heading	号/Subheading	品名/Description	品目別原産地規則/PSR	注/Note
04	21			各種の調製食料品 Miscellaneous edible preparations		
		2103		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード Sauces and preparations therefor, mixed condiments and mixed seasonings, mustard flour and meal and prepared mustard		
			210310	醤油 Soya sauce	第二一〇三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更 A change to a good of subheading 2103.10 from any other heading.	

▼「原産地規則ポータル」のURL

https://www.customs.go.jp/roo/

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

参考 ジェトロ　FTA関連の情報源

- ジェトロでは、FTA情報、利用手順、相談窓口などの情報をウェブサイト経由でご提供
- 「FTAデータベース」にて、全世界の発効済みFTA情報が、国・地域別、年代別に整理されており検索可能。発効前のFTA等の情報も掲載

ジェトロのFTA関連情報

（出所）JETRO公式ウェブサイト「https://www.jetro.go.jp」

ページの内容

- 日本が締結しているFTA情報
- FTA利用手順
- 相談窓口
- **原産地証明ナビ**
- **FTAデータベース**
- 関連情報

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

参考 ジェトロ「原産地証明ナビ」

■ 輸出やEPA/FTAを利用するにあたって必要な書類を正確かつ効率的に作成できるようサポート

STEP 1 企業リスト・商品リスト登録 ▶ **STEP 2** 取引情報シートを入力 ▶ **STEP 3** 根拠書類・申告書・インボイス等の必要情報を入力 ▶ **STEP 4** 書類を確認して出力

▶ https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/navi/

原産地証明ナビの主な機能

■ **簡単に、効率的に書類を作成できます**
- 案内に沿って必要情報を入力することで書類を作成
- 自動計算によって簡易的に原産性を判定
- 企業情報や商品情報を蓄積し、入力の手間を削減

■ **輸出やFTA利用に必要となる書類に対応します**
- FTA利用に必要な根拠書類（対比表、計算ワークシート等）
- 日EU・EPA、日英EPA、CPTPP、RCEPの原産地証明書類
- インボイス・パッキングリスト

■ **こんな方にお勧めです**
- 根拠書類やインボイス等の作成を効率化したい
- FTAの原産地証明を実践的に理解したい
- 社内での貿易実務の体制を整えたい

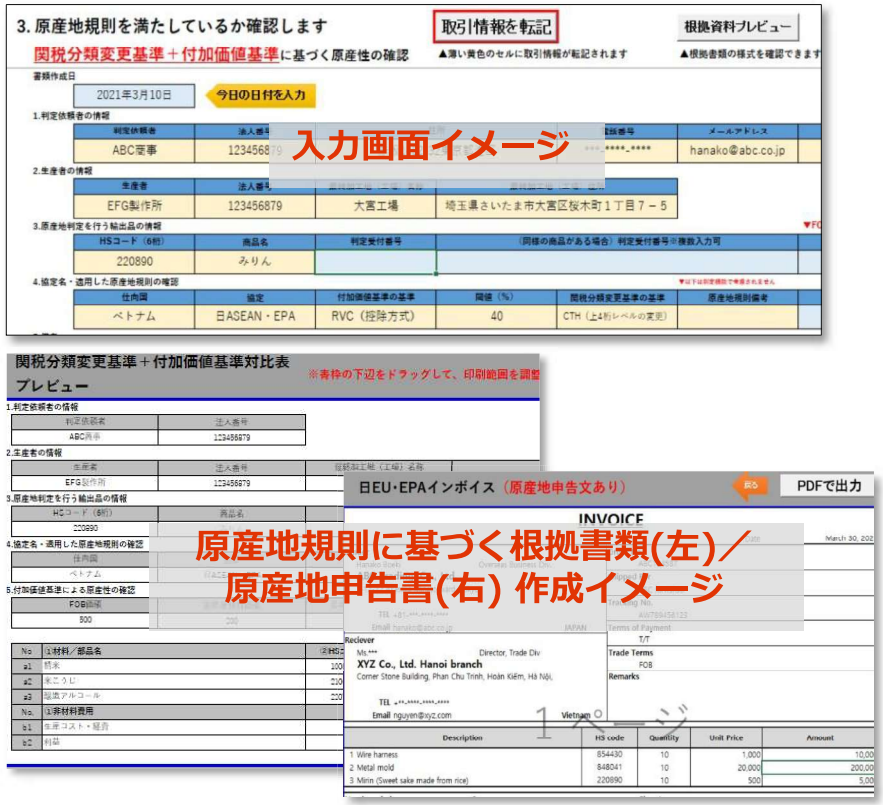

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

ご清聴ありがとうございました

メールマガジン
「ジェトロ・クアラルンプールからのお知らせ」
QRコードからご登録をお願いします☞

日本貿易振興機構（ジェトロ）

クアラルンプール事務所

嶋田 圭司

+603-2171-6100

MAK@jetro.go.jp

9th Floor, Chulan Tower, No.3,
Jalan Conlay 50450, Kuala Lumpur

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行いください。また、万一不利益を被る事態が生じましても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.